地　木下虎次郎、大阪市港区八幡屋元町１丁目274番地の４　藤澤市郎、大阪市東住吉区鷹合町59―２　小島政春、大阪市東成区大今里町468番地　小間ミツ子、東京市四谷区麹町１丁目７番地　緑川知一、大阪市阿倍野区阪南町西３―27　渡辺治郎、大阪市西成区海道町33番地　小林長太郎、大阪市浪速区北日東町65　澤田トメ、大阪市住吉区上住吉町80　箕内泰造、大阪市阿倍野区昭和町５丁目４番地８　山下政之助、大阪市天王寺区大道３丁目26番地　村上五郎、大阪府堺市出島海岸通１―25　天野元、大阪市東成区深江中４丁目16番地　前田一男、大阪市西区九條中通３―283　岡本兼松、大阪市東住吉区平野流町127　前田義子、大阪市平野区流町１丁目127番地　爲房良二、大阪市城東区北中浜町２丁目55番地　正部千代三郎、広島県蘆品郡近田村179　高橋歸一、大阪市浪速区幸町通４丁目24番地　野間繁三郎、兵庫県姫路市白國1066番地　小林清、大阪市西区九条南２―28―６　吉田栄治、大阪市東住吉区中野通１丁目203　作本福太郎、大阪市東住吉区田辺本町５丁目44番地　浅野栄三、石川県石川郡松任町字八ッ矢町14　高桑徳次、大阪市東住吉区田辺西之町５丁目111番地　松浦利夫、大阪市西成区潮路通四丁目６　山本﨑一、大阪市東成区中道町４丁目81番地　横井八重子、大阪市東住吉区喜連町2161番地　清原松造、大阪市西成区千本通４丁目８番地　五嶋春彦、大阪市東成区片江町279―２　玉置シズ、大阪市東住吉区湯里町１丁目66番地　寺田繁藏、広島県安芸郡倉橋町986　曽根利一、大阪市西区九條南通１丁目148　田中寅吉、和歌山県伊都郡高野町大字高野山263番地　湊丈一、長野県上水内郡信州新町大字水内23　本堂信久、和歌山市福島527　勝浦勇、大阪市西成区橘通６―９　鯉谷重太郎、大阪市西区九条南通２―165　松本シカノ、大阪市阿倍野区帝塚山１―38　丹田由紀子、大阪市南区日本橋筋２―58　能勢太郎、三重縣員弁郡梅戸井町大字大井田473　岡本やすゑ、神戸市生田区長狭通６―３　川下幸雄、大阪市東住吉区西今川町２―78　藤野みち江、大阪市東住吉区駒川町７―２　伊藤テル、大阪市東住吉区矢田住道町865　東海林まさゑ、和歌山県田辺市湊122　中地八郎、大阪市西成区千本通３―28　赤井義雄、宮崎県宮崎市江平東２―60　金丸健太郎、大阪市東区博労町３―２　田中弥枝、奈良県吉野郡吉野町大字左曽455　森本政治郎、大阪市東住吉区西今川町３―78　羽淵博、大阪市西成区潮路通２丁目14　竹内正夫、鹿児島県大島郡住用村大字山間411　久保信夫、和歌山市北新戎町24　秋山清三、岡山県真庭郡新庄村662　渡辺昌子、大阪府布施市森河内433　瀬川巖、大阪市生野区猪飼野西４―１　村井富雄、大阪市生野区猪飼野西４―77　村川助蔵、新潟県長岡市曲新町1982　野口広次、大阪市住吉区住之江町２―87　吉田市藏、大阪市西成区松田町１―25　北窪藤次、大阪市浪速区元町５―430　瀧野晃、大阪市生野区巽西條町246　川端吉三、大阪市北区舟場町47　管谷一夫、大阪市住吉区殿辻２丁目71番地　樽松元三郎、大阪市浪速区塩草町1128　佃田鶴子、大阪府河内市大字鴻池883―６　鶴田昭夫、愛媛県周桑郡丹原町大字丹原177　黒川数一、福井県三方郡美浜町佐田第50号62番地　長谷川正子、長崎市上小島３―319　森和子、大阪市西区立売堀北通４―23　曽根佐和、大阪市阿倍野区阿倍野筋５―10　樋野英一、大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目68番地　竹井ハナ、以上78件

１．改葬を行おうとする者　大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市長　橋下　徹

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地計画において定めた関係事項の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

平成24年12月14日

浜松都市計画事業

南浅田土地区画整理事業

施行者　浜松市

代表者　浜松市長　鈴木　康友

１．⑴　書類の送付を受けるべき者

水野　茂吉、佐藤庄次郎、水野清五郎、清川庄太郎

⑵　書類の送付を受けるべき者の通知の内容

浜都市第800号平成24年11月29日付土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

地番、南浅田二丁目112―５、地目、宅地、地積、269.70㎡

２．⑴　書類の送付を受けるべき者

㈱幸建物有限会社

⑵　書類の送付を受けるべき者の通知の内容

浜都市第800号平成24年11月29日付土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知

地番、南浅田一丁目670―12、地目、公衆用道路、地積、49.00㎡

３．⑴　この通知書について不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています）なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

⑵　この通知については、この通知があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となります）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

札幌市中央区南八条西一七丁目三番一七号

合同会社札幌こうさい福祉会

清算人　青山　榮吉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

岩手県盛岡市みたけ三丁目二番二六号

有限会社みく

清算人　片島　尚子

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十五日開催の臨時株主総会の決議により、平成二十四年十一月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

秋田県由利本荘市薬師堂字谷地二九八番地六

有限会社鈴木工業所

清算人　鈴木真理子

解散公告

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県志木市本町四丁目三番一一号

株式会社東友

代表清算人　並木　美和

解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十四日

千葉市美浜区打瀬一丁目二番地三セントラルパーク・ウエスト・シータワー一九〇五号

株式会社広映社

代表清算人　鴨野　光代